

受付番号： 2018-1-326

課題名：全身麻酔導入後の気道確保困難症例の検討

1. 研究の対象

過去10年間（平成20年4月1日から平成29年3月31日）に7. 研究組織で示されている病院における手術室で全身麻酔を受けた患者のなかで、CVCI症例全てを対象とする。

2. 研究期間

2018年8月（倫理委員会承認後）～2020年7月

3. 研究目的

全身麻酔導入後の、マスク換気困難および気管挿管困難症例（CVCI症例）を検討することで、頻度や最善の対処法について検討する。

4. 研究方法

過去10年間（平成20年4月1日から平成29年3月31日）に全身麻酔を受けた患者のなかで、CVCI症例を電子麻酔チャート・カルテから抽出する。
CVCI症例について担当麻酔科医が行った対処方法を検討する。

5. 研究に用いる試料・情報の種類

情報：予定術式、CVCI後麻酔科医の選択した対処法 等

6. 外部への試料・情報の提供

「該当なし」

7. 研究組織

氏名	所属	役職	代表施設/共同施設
山内正憲	国立大学法人東北大学 大学院医学系研究科外科病態学講座 麻酔科学・周術期医学分野	教授	研究代表施設

鈴木朋子	仙台医療センター 麻酔科	歯科医師	共同研究施設
蔵谷 紀文	埼玉県立小児医療センター麻酔科	部長	共同研究施設
遠藤康弘	大崎市民病院麻酔科	部長	共同研究施設
岡田吉茂	石巻赤十字病院麻酔科	部長	共同研究施設
安達厚子	仙台市立病院麻酔科	医長	共同研究施設
最首敏夫	みやぎ県南中核病院麻酔科	副院長	共同研究施設
伊藤淳	仙台厚生病院麻酔科	部長	共同研究施設
矢吹志津 葉	東北公済病院麻酔科	医師	共同研究施設
川名 信	宮城県立こども病院麻酔科	副院長	共同研究施設
佐々木規 喜	仙台赤十字病院麻酔科	部長	共同研究施設
岩川 力	東北労災病院麻酔科	部長	共同研究施設

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。
ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としないので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

金谷 明浩

東北大学大学院医学系研究科麻酔科学周術期医学分野

〒980-8575

住所 仙台市青葉区星陵町 2-1

TEL 0227177321

FAX 0227177325

E-mail a-kanaya@med.tohoku.ac.jp

研究責任者・代表者：東北大学大学院医学系研究科麻酔科学周術期医学分野

山内 正憲

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「8. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)＞

- ①研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③法令に違反することとなる場合